

## 袖ヶ浦市社会教育施設使用料の減免団体の登録に関する要領（抜粋）

（団体の登録）

第2条 公民館規則第14条第2項及び図書館規則第25条第2項に規定する団体のうち、社会教育関係団体を除く団体が公民館等使用料の減免を受けようとするときは、あらかじめ袖ヶ浦市社会教育施設使用料減免団体登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、毎年3月末日までに行うものとする。ただし、新たに団体を設立し、又は登録基準に該当することとなった場合はこの限りでない。

3 教育委員会は、減免登録を行った場合は、減免登録を受けた団体（以下「減免団体」という。）に対し、袖ヶ浦市社会教育施設使用料減免団体登録通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

4 前項の登録にかかる公民館等使用料の減免は、減免団体登録通知のあった年の4月1日か当該通知を受け取った日のどちらか遅い日から翌年の3月31日までとする。

（登録内容の変更又は解散の届出）

第3条 減免団体は、登録の内容を変更したときは袖ヶ浦市社会教育施設使用料減免団体登録事項変更届（様式第3号）により、当該団体を解散したときは、袖ヶ浦市社会教育施設使用料減免団体解散届(様式第4号)により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（減免登録の取り消し）

第4条 教育委員会は、減免団体が次のいずれかに該当するときは、減免登録を取り消すことができる。

(1) 活動を停止したとき。

(2) 条例第9条第1項第1号から第4号の規定により、使用許可の取り消し等をされたとき。

2 教育委員会は、必要があると認めたときは、減免団体の活動に関し、

報告又は書類の提出を求めることができる。

- 3 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該団体に対し、袖ヶ浦市社会教育施設使用料減免団体取消通知書(様式第5号)により、速やかに通知するものとする。